

令和3年八千代市農業委員会

第6回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和3年八千代市農業委員会第6回総会議事日程

開催日時	令和3年6月8日(火)午後1時30分～午後2時10分
開催場所	八千代市役所別館2階 第1・第2会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第4号, 報告第1号～第4号)
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件
議案第3号	農地法第5条の件(県許可分)
議案第4号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	会長決裁事項の報告 農地法施行規則第29条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第4号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員 (12名)

1 市川和彦	2 黒崎玲子	3 島村隼人
4 鈴木正範	5 安原清	6 將司実
7 加茂太郎(遅参)	8 佐藤孝之	9 花島淳
11 稲垣哲也	13 齋藤孝一	14 小名木伸雄

(欠席委員: 10 立石勝則 12 間野恵一)

◆出席農地利用最適化推進委員 (13名)

1 黒澤京子	2 小林正樹	3 立石猛
4 綱島和朗	5 吉橋清一	6 鈴木美登
7 志田啓佑	8 戸田真一	9 長岡勇
10 立石秀夫	11 中基保美	12 今井茂
13 櫻井正浩		

◆事務局（4名）

局長 村田 順儀

次長 小林 直樹

主査 中尾 通彦

主任主事 樽見 侑樹

◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。いつもと机の並びが変わっているので驚いたかと思いますがけれども、声が聞こえるか確認します。最後列の方、私の声が聞こえますか。聞こえたら、挙手をお願いします。ありがとうございます。手を下ろしてください。事務局より発言を求められていますので、発言を許可します。</p>
次長	<p>飛沫防止のため、着座にて失礼いたします。本日は、新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、このような席次としました。</p> <p>通常とは形式が異なるため、委員の皆さんが発言する際の方法につきまして、簡単に説明いたします。</p> <p>地区担当として意見を述べる場合や、質問等の発言をする際は、お手数ですが、必ず前に出てきていただき、議長席の隣にパーテーションが立っているところがございます。こちらの発言席で立ったまま発言していただきますようお願いいたします。発言が全て終わりましたら、自席にお戻りください。</p> <p>また、自席では発言をしないようお願いいたします。そのため、質問や討論をされる場合は、まず挙手をしてください。その後、議長の指名を受けてから、発言席で発言をしていただくようお願いいたします。</p> <p>挙手がなければ、質問等がないと判断し、次の進行に移らせていただきます。</p> <p>今回のような形式は初めてですので、ご不便とは思いますが、今後の状況によっては、同様の形式で総会を行う場合がありますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>説明は以上となりますが、何かご不明な点がございましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>【挙手する委員なし】</p>
次長	<p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>私からも1点申し上げます。新型コロナウイルス感染症予防対策として、会議中、委員の皆さんはマスクを着用していただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、委員の皆さんには、事前に議案書の内容を確認いただくようお願いしたとおり、会議の時間短縮にご理解とご協力をお願いいたします。</p>

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております農業委員は14名中、11名で、推進委員は13名中、13名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和3年八千代市農業委員会第6回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>◆日程第1，議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議のある方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手する委員なし】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>11番 稲垣委員，13番 齋藤委員，両委員にお願いします。</p>
議長	<p>◆日程第2，議案第1号から議案第4号及び報告第1号から報告第4号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>◆日程第3，これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>●議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件、事務局は、議案書の朗読を省略し、概要の説明のみお願いします。</p>
局長	<p>それではお手元の議案書の1ページ、案内図は同様に1ページをお開きください。本件は、5月31日、地区担当の將司委員，鈴木推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、緑が丘西五丁目の畑1筆で、みどりが丘小学校の南西約150メートルに位置しています。</p> <p>この農地は、平成4年に生産緑地の指定を受け、事由発生者が耕作をしていましたが、故障により、今後耕作を続けることが困難となったため、このたび市長に対し、買い取りの申出をするに至りました。</p> <p>この買い取り申出に際し、生産緑地法第10条の規定により、事由発生</p>

<p>議長</p>	<p>者がこの農地の主たる従事者であることを証明する必要があるため、証明願が提出されたものです。</p> <p>農地台帳で事由発生者の従事日数を照会したところ、主たる従事者であることが確認できましたので、このたび証明書を交付したいとするものです。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>続いて、担当委員の意見を求めます。鈴木美登推進委員は発言席へお願いします。</p>
<p>鈴木推進委員</p>	<p>6番 鈴木です。</p> <p>去る5月31日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、事務局からの説明があったとおり、事由発生者が故障したことにより、耕作を続けていくことが難しく、生産緑地の買い取り申し出をしたいとこの事であり、事由発生者が主たる従事者であったことの証明を発行することについては、問題ないと思われまます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【挙手する委員なし】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第1号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【挙手する委員なし】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>

議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第1号については，原案のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>●議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件，事務局は，議案書の朗読を省略し，概要の説明のみお願いします。</p>
局長	<p>議案書は2ページをご覧ください。併せまして案内図も2ページをお開きください。本件は，5月31日，地区担当の稲垣委員，中墓推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は，萱田中台及び萱田町北裏の畑5筆で大和田中学校のそれぞれ北東約230メートル，南東250メートルに位置しています。</p> <p>申請内容は，相続人が相続した農地について納税猶予の適用を受けたいとするものです。</p> <p>相続は令和2年9月29日で，相続税の申告期限は10か月後の令和3年7月29日です。</p> <p>納税猶予を受けるための要件については，被相続人は，死亡日まで農業を営んでいた個人であること，相続人は，相続税の申告書の提出期限までに農業経営を開始し，その後も引き続き農業経営を行うこと，対象地は，市街化区域内の農地であり，生産緑地の指定を受けていることであり，すべて要件を満たしております。</p> <p>また，納税猶予制度の活用にあたっては，終身にわたり相続人自らが継続して農業経営を行う必要があることを説明しており，申請地が遊休化しないよう指導してまいります。</p> <p>なお，添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>中墓推進委員，発言席へどうぞ。</p>
中墓推進委員	<p>11番 中墓です。</p> <p>去る5月31日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として，適切に管理されておりました。</p> <p>また，事務局から説明があったとおり，申請人は納税猶予を受けるための要件を満たしておりますので，適格者証明書を発行するにあたり，問題はないと思われまます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をよろしくお願いたします。</p>

議長	<p>質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【挙手する委員なし】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第2号について、討論・採決を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【挙手する委員なし】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号について、原案のとおり適格があると認め、証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号については、原案のとおり適格があると認め、証明することに決定しました。</p>
議長	<p>●議案第3号 農地法第5条の件、県許可分、 申請番号1番について、事務局は、議案書の朗読を省略し、概要の説明のみをお願いします。</p>
局長	<p>議案書は3ページをお開きください。案内図も3ページをお開きください。本件は、5月31日、地区担当の加茂委員、志田推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、米本北ノ作の畑2筆で、米本神社の北西約230メートルに位置しています。土地利用計画図は次の4ページも併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、申請地において障害者の就労支援施設を建設する計画があり、開発事業予定者と八千代市教育委員会と協議した結果、申請地は埋蔵文化財包蔵地のため、開発事業前に埋蔵文化財の試掘調査が必要であるため申請に至ったものです。</p> <p>申請内容は、八千代市教育委員会が埋蔵文化財の試掘を行うため、土地</p>

	<p>を使用貸借し、農地の一時転用申請を行うものです。</p> <p>なお、試掘が終了した際は農地に復元しますが、その後、施設の建設を目的とした開発許可の取得及び農地転用許可申請を予定しているとのことです。</p> <p>転用許可基準である立地基準は、まず農地区分については、当該地は、農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10ヘクタール未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断される土地です。</p> <p>第2種農地は許可基準について土地の代替性が問われますが、第1種農地と同様に、申請に係る農地を文化財発掘等の目的で、調査研究の用に供する場合には、農地法施行規則第35条第1号の規定により、例外的に許可できるものとされています。</p> <p>申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、試掘費用は予算の範囲内で八千代市教育委員会の負担で行うこととなります。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はなく、妨げとなるものは確認できません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、申請地の近隣に農地がありますが、敷地内での試掘調査であり、道路により分断されているため、土砂の流出の影響はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。 説明は以上です。</p> <p>議長 続いて、担当委員の意見を求めます。 志田推進委員は発言席へどうぞ。</p> <p>志田推進委員 7番 志田です。 去る5月31日に現地調査を行いました。 現地は畑として、適切に管理されておりました。 また、事務局から説明のあったとおり、今回は、開発前に埋蔵文化財の試掘を行う必要があるため、一時転用して調査を行うこととなりますが、調査後に農地へ復元することとなりますので、申請については、問題ないと考えております。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p> <p>議長 質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 事務局どうぞ。</p>
--	--

事務局	<p>今回の案件は、事前に質問を受けておりまして、島村委員から「なぜ埋蔵文化財の試掘調査をするのですか。それと、その後はどう利用するのか。」という質問をいただきましたので回答します。初めに、「なぜ埋蔵文化財の試掘調査をするのですか。」というご質問について、文化財保護法では、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地で土木工事等を行う場合、60日前までに届出を提出するように義務付けられております。今回、開発事業予定者が教育委員会へ確認したところ、包蔵地内だったため、市の負担により、試掘調査を実施することになりました。費用はおよそ30万円を見込んでおります。</p> <p>次に、その後の利用ですが、試掘後、問題がなければ、今回申請された場所で、障害者の就労支援施設を建設すると聞いております。なお、試掘調査の結果、本調査になった場合には、調査経費が事業者負担となるため、開発は断念すると事業者から聞いております。以上です。</p>
議長	島村委員、よろしいですか。
島村委員	はい。
議長	ほかに質疑ありませんか。
	【挙手する委員なし】
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第3号の1番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いします。</p>
	【挙手する委員なし】
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第3号の1番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	【挙手】
議長	挙手、全員であります。

	<p>よって、議案第3号の1番については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>次に、申請番号2番について、事務局は、議案書の朗読を省略し、概要の説明のみお願いします。</p>
局長	<p>議案書につきましては引き続き3ページ、中段をご覧ください。案内図は5ページをご覧ください。本件は、5月31日、地区担当の立石秀夫推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、桑橋マロウの畑1筆で、秀明八千代中学・高等学校の南西約100メートルに位置しております。土地利用計画図は6ページにございますので、併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、譲渡人の子の住宅を建設したいとするものです。</p> <p>土地の選定理由は、隣接農地の耕作がしやすいこと、親族の家が近いことなどの利便性の良さから選定したとのことです。</p> <p>転用許可基準である立地基準は、まず農地区分は、当該地は、農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10ヘクタール未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断される土地です。</p> <p>第2種農地は許可基準について、土地の代替性が問われるものですが、提出された申請書を確認したところ、自己所有地等において、計画施設の条件に適した土地がなく、他の用地では転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準は、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、融資見込証明書で確認しています。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はなく、妨げとなるものは確認できません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、隣接に農地がありますが、譲渡人の所有地であり南東側のため、日照通風への影響はないとのこと、上水道は、市営水道より給水すること、雨水及び汚水の排水は、住宅の敷地内に浸透施設及び合併浄化槽を設置し、それぞれ処理を行い、オーバーフロー分を既設のU字溝へ放流すること、工事中は、注意の立看板を立て、事故のないように配慮することを確認しております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p>

立石秀夫 推進委員	<p>立石秀夫推進委員は発言席へお願いします。</p> <p>去る5月31日に現地調査を行いました。 現地は畑として、適切に管理されておりました。 また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で 検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用につい ては止むを得ないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【挙手する委員なし】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第3号の2番について、討論・採決を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【挙手する委員なし】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号の2番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに 賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号の2番については、原案のとおり許可相当とするこ とに決定しました。</p>
議長	<p>次に、申請番号3番について、事務局は、議案書の朗読を省略し、概要 の説明のみお願いします。</p>
局長	<p>議案書は引き続き3ページ下段をご覧ください。案内図は、7ページを 併せてご覧ください。本件は、5月31日、地区担当の鈴木委員、綱島推 進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。</p>

<p>議長</p> <p>鈴木正範委員</p>	<p>場所は、勝田大作の畑1筆の一部で、勝田台病院の南約140メートルに位置しています。土地利用計画図は8ページ、造成断面図は9ページを併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、隣接地で宅地造成が行われ、申請地との高低差が約2mできるため、作物の日照不足を補い、有効的な営農が行えるよう、土砂の埋立てを行い農地の嵩上げを行うものです。</p> <p>対象地は、令和2年12月21日に隣接の農地と併せて、農地造成を目的とした農地法第5条の一時転用申請があり、令和3年第1回総会において、許可相当とし、千葉農業事務所に進達しましたが、隣接農地所有者の都合により、令和3年4月19日付け農地法第5条の規定による許可申請による取下げ願いが提出されております。</p> <p>転用許可基準である立地基準は、まず農地区分は、当該地は、農用地ではありませんが、農地の集団規模が10ヘクタール以上あり、第1種農地に該当します。</p> <p>次に、第1種農地は原則不許可となりますが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために、農地を一時的に利用することが必要であると認められる場合には、例外的に許可できるとされていることから、今回の転用目的は農地の嵩上げを行い、日照不足を解消するために行われるものですので、基準を満たしていることを確認しています。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準は、申請目的実現の確実性として転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。また、転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はなく、妨げとなるものは確認できません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、隣接に農地がありますが、境界には簡易土留めを設置し、土砂等の流出を防止すること、工事中は周囲に防塵ネット等を設置し、周辺地に被害を及ぼさないよう行うことを確認しています。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>4番 鈴木正範委員は発言席へどうぞ。</p> <p>4番 鈴木です。</p> <p>去る5月31日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p>
-------------------------	--

議長	<p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、作物の日照不足を補い、有効的な営農が行えるよう、農地の嵩上げを行うとのことですので、今回の申請について問題ないものと考えます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【挙手する委員なし】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第3号の3番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【挙手する委員なし】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第3号の3番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第3号の3番について、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p> <p>【7番 加茂委員 入室】</p>
議長	<p>●議案第4号 農用地利用集積計画審議の件、</p> <p>事務局は、議案書の朗読を省略し、概要の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案書は5ページをご覧ください。お手元にありますA3資料で右上に「別紙1」と記載のあります、令和3年第6回総会議案第4号案内図の1ページ及び2ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番の場所は、堀の内の田2筆で、松保橋の北東約100メートルに位置しています。</p> <p>申請番号2番から4番の場所は、上高野毘沙谷津の田10筆で、八千代</p>

	<p>病院の南約300メートルに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、申請番号1番は、賃貸借権の再設定で、期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、2筆で年間米30キログラムです。</p> <p>申請番号2番から4番は、農地中間管理機構を通した賃貸借権の新規設定で、期間は10年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、10アールあたり米1俵です。</p> <p>利用集積計画要件の「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしています。説明は以上です</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【挙手する委員なし】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第4号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【挙手する委員なし】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>●報告第1号 会長決裁事項の報告について、</p>

	農地の転用事実に関する照会の件，事務局より報告をお願いします。
次長	報告説明（1番）
議長	質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	【挙手する委員なし】
議長	質疑なしと認め，質疑を終わります。 報告第1号については，報告のとおり処理済みでありますので，ご承知願います。
議長	●報告第2号 会長決裁事項の報告について， 農地法施行規則第29条届出書の件，事務局より報告をお願いします。
次長	報告説明（1番及び2番）
議長	質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 事務局お願いします。
事務局	この件に関しまして，間野委員から事前にご質問をいただいておりますので，回答させていただきます。 質問の内容は，この届出の内容についてということで，本件は，議案第3号3番の勝田の農地造成県許可案件と関連しております。先に局長から説明していただいたとおり，令和2年12月21日に隣接の農地と併せて，農地造成を目的とした農地法第5条の一時転用申請があり，令和3年第1回総会において，許可相当とし，千葉農業事務所に進達していましたが，隣接農地所有者の都合により，令和3年4月19日付け「農地法第5条の規定による許可申請の取下願」の提出がされており，計画が頓挫してしまいました。それに伴いまして，隣接の開発に併せて法面を補修する必要があり，所有者と事業者が協議したところ，それぞれの農地の一部を造成協力地とすることに同意し，農地の保全を目的とした法面改修として届出が提出されました。現況は既に，法面が施工され，開発指導課の完了検査も済んでおります。以上です。

議長	<p>間野委員は本日欠席していますので、確認はとれないのですが、皆さん事務局の回答を聞いて、ご意見などありますか。</p> <p>【挙手する委員なし】</p>
議長	<p>では、他に質疑ありますか。</p> <p>【挙手する委員なし】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。報告第2号については、報告のとおり届出があり、受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>●報告第3号 事務局長専決事項の報告について 農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番から6番）</p>
議長	<p>報告第3号については、報告のとおり届出があり、受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>●報告第4号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番から6番）</p>
議長	<p>報告第4号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○八千代市表彰基準の改訂の要望に対する回答について ○2021年市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度への加入について ○「農業委員・農地利用最適化推進委員のための千葉県耕作放棄地対策マニュアル（改訂第2版）」の配付について

	<p>○農業委員会活動記録簿の回収について</p> <p>○議案書及び現地調査結果報告書について</p> <p>○次回の総会について</p> <p>7月8日(木)午後1時30分から</p> <p>市役所 別館2階 第1・第2会議室</p> <p>○次回の現地調査について</p> <p>7月1日(木)</p> <p>担当委員：佐藤委員，稲垣委員</p> <p>現地調査：午後1時15分に事務局へ集合</p>
議長	<p>報告の中で確認したいことがあれば挙手を願います。</p> <p>【挙手する委員なし】</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上で令和3年第6回総会を閉会します。</p>